

第1回人口問題審議会

「国際人口移動に関する特別委員会」

平成2年1月18日

1. 議事次第

2. 資料1 追加資料

- (1) 不法滞在者の性・年齢・就業業種別の内訳について
- (2) 帰国孤児に対する援護対策
- (3) 「帰国子女」の定義について

3. 資料2 外国人労働者問題と入管法の改正

第1回 人口問題審議会

「国際人口移動に関する特別委員会」

平成2年1月18日(木)
10:30~12:30
厚生省特別第1会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 山本会長挨拶
3. 委員及び専門委員の紹介
4. 特別委員会委員長互選
5. 追加資料説明
6. 外国人労働者問題と入管法の改正
7. 今後の検討方向
8. その他
9. 閉 会

配 布 資 料

資料1. 追加資料

- (1) 不法滞在者の性・年齢・就業業種別の内訳について
- (2) 帰国孤児に対する援護対策
- (3) 「帰国子女」の定義について

資料2. 外国人労働者問題と入管法の改正

追 加 資 料

- (1) 不法滞在者の性・年齢・就業業種別の内訳について
- (2) 帰国孤児に対する援護対策
- (3) 「帰国子女」の定義について

推定不法滞在者の性・年齢・就業業種別の内訳について

不法滞在者という性格上全体の内訳は不明であるが、法務省資料の入管法違反者（うち昭和63年不法就業者）の内訳は以下の通りとなる。（資料末に同資料を掲載した。）

1. 性別内訳

男性 62.4%

女性 37.6%

2. 年齢別内訳

(%)

性	20歳未満	20-24	25-29	30-34	35-39	40歳以上
総数	2.6	28.4	35.1	16.8	7.3	9.0
男	1.8	21.7	35.3	20.4	9.4	11.3
女	3.9	39.5	36.6	11.0	3.8	5.2

3. 稼働内容内訳

(%)

性	工員	土木 作業員	雑役	店員	料理 人	給仕	ホステス	スト リッパ-	売春 婦	清掃	家政 婦・ 夫	その 他
総数	25.5	26.8	6.2	2.7	0.9	1.6	30.5	1.5	1.0	0.5	0.5	2.3
男	39.0	42.6	8.6	3.2	1.3	1.9	-	0.0	-	0.8	0.0	2.4
女	3.1	0.6	2.2	1.9	0.3	1.2	80.9	3.8	2.6	0.1	1.2	2.2

第1表

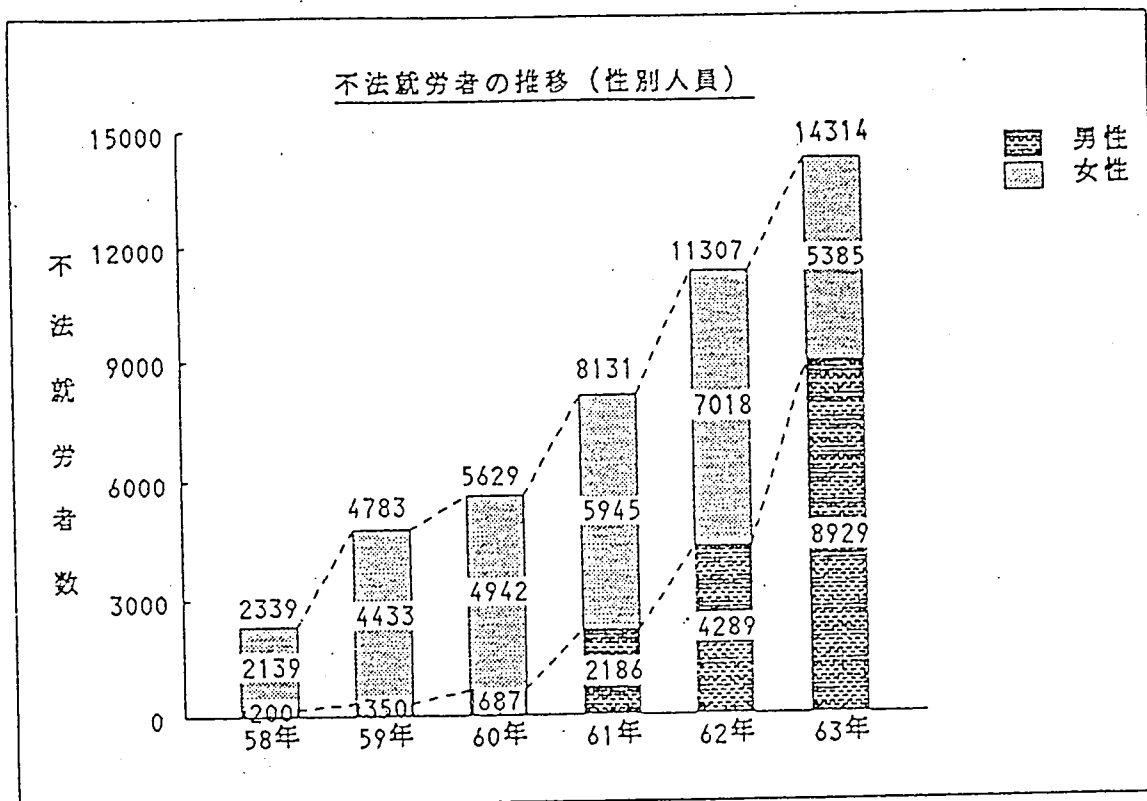
入管法違反事件引渡し・引継ぎ件数の推移

違反事由 \ 年	58	59	60	61	62	63
総数	4,768	6,830	7,653	10,573	14,129	17,854
不法入国	443	513	460	597	542	616
不法上陸	59	100	123	124	134	149
資格外活動	823	357	218	349	372	839
不法残留 (うち資格外活動がらみ)	3,115 (1,516)	5,569 (4,426)	6,592 (5,411)	9,215 (7,782)	12,792 (10,935)	15,970 (13,475)
刑罰法令違反等	328	291	260	288	289	280

(注) 入国警備官から入国審査官へ引き渡した違反事件の件数(人員)である。

不法就労者	1,844	4,783	5,629	8,131	11,307	14,314
-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

(注) 不法就労者は資格外活動と資格外活動がらみ・不法残留とを加えたもの。



第2表 不法就労者(資格外活動者及び資格外活動がらみ不法残留者)の年齢

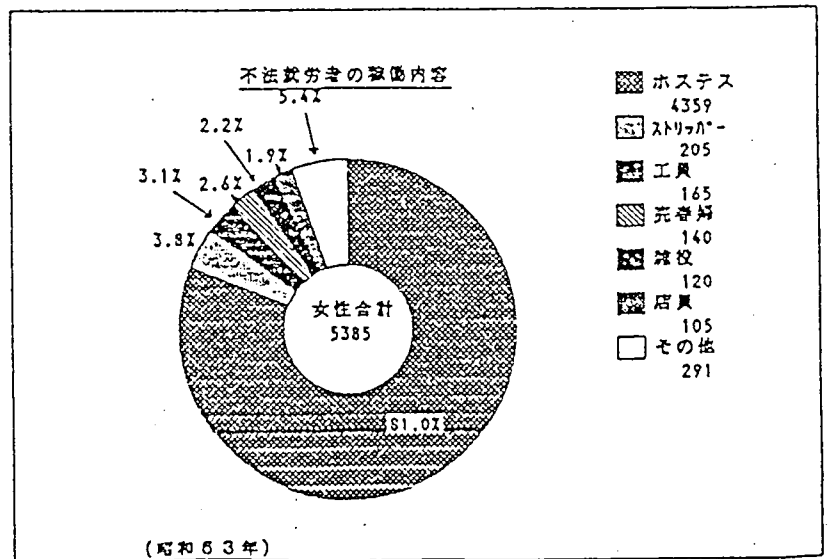
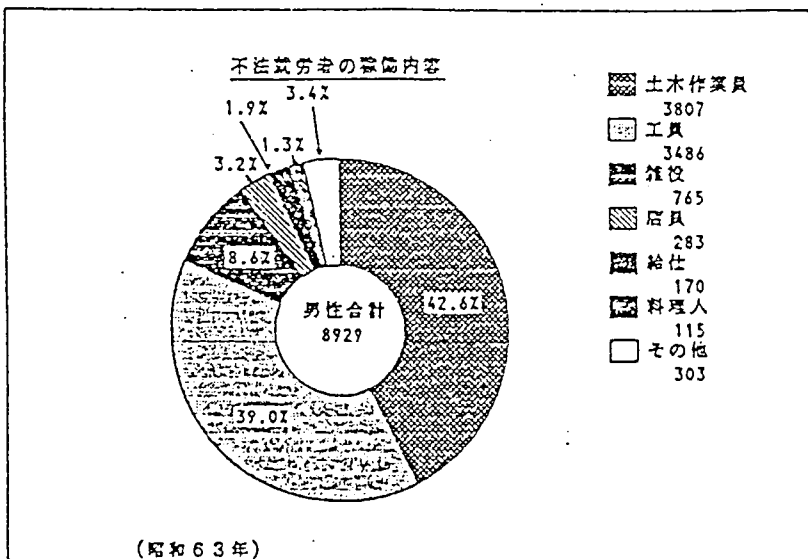
(昭和63年1月~12月)

国籍	年齢	総数	二〇歳未満	二〇五歳以上	二五〇歳以上	三三〇歳以上	三四五〇歳以上	四〇歳以上	構成比 %
			数	数	数	数	数		
総数		14,314	376	4,066	5,029	2,410	1,045	1,288	100.0
	男		165	1,939	3,156	1,818	841	1,010	
	女		211	2,127	1,973	592	204	278	
フィリピン	男	5,386	1,688	19	218	567	423	268	37.6
	女		3,698	173	1,691	1,423	292	78	
ハンガリー	男	2,942	2,939	69	770	1,416	529	133	21.0
	女		3		3				
パキスタン	男	2,497	2,495	57	756	804	547	211	17.4
	女		2		1			1	
タイ	男	1,388	369	3	56	113	91	55	9.7
	女		1,019	31	332	418	169	48	
韓国	男	1,033	769		6	44	84	97	7.2
	女		264	1	8	29	33	25	
中国	男	7	5		1	2	1	2	0.1
	女		2		1		1		
中国(台湾)	男	492	223	3	20	57	52	43	3.4
	女		269	1	31	66	79	45	
中国(香港)	男	3	2			1			0.0
	女		1					1	
マレーシア	男	279	265	6	73	97	53	16	2.0
	女		14		7	3	3	1	
インド	男	78	78	8	15	23	24	5	0.5
	女								
コロンビア	男	57							0.4
	女		57	2	35	15	4	1	
スリランカ	男	20	20		5	4	3	4	0.1
	女								
チリ	男	19	3				2	1	0.1
	女		16		5	5	4	2	
その他	男	113	73		20	28	10	6	0.8
	女		40	3	13	14	7	2	
構成比 %		100.0	2.6	28.4	35.8	16.8	7.3	9.1	

第3表 不法就労者（資格外活動者及び資格外がらみ不法残留者）の稼働内容

(昭和63年1月～12月)

国籍	稼働内容	総数	ホステス	土木作業員	工員	雑役	店員	給仕	ストリップバー	売春婦	料理人	清掃	家政婦・夫	絵画販売	農業	その他	構成比
			総数	14,314	4,359	3,838	3,651	885	388	233	209	140	129	78	71	63	39
男		8,929		3,807	3,486	765	283	170	4		115	74	8	61	36	120	62.4
女		5,385	4,359	31	165	120	105	63	205	140	14	4	63	7	3	106	37.6
フィリピン	男	5,386	1,688	984	294	129	50	132			25	9	4		26	35	37.6
女		3,698	3,169	2	39	46	43	39	143	101	5	1	52		1	57	
パングラデシュ	男	2,912	2,939	927	1,555	278	115	11			8	37			1	7	21.0
女		3			2									1			
パキスタン	男	2,497	2,495	920	1,277	154	35	12			4	18	2	43	6	24	17.4
女		2		1	1												
タイ	男	1,388	369	100	129	77	33	5			19	4			1	1	9.7
女		1,019	936		13	7	12	8	1	32	5	1	1			3	
韓国	男	1,033	769	599	112	13	6				3	1		1	1	33	7.2
女		264	53	28	93	32	11	4				2	4		1	36	
中国	男	7	5		1	1	1				2						0.1
女		2	1					1									
中国・台湾	男	492	223	22	19	71	40	7	1		50	4			1	8	3.4
女		269	163		10	29	38	9	1	3	4		4		1	7	
中国・香港	男	3	2								2						0.0
女		1			1												
マレーシア	男	279	265	221	21	18					1	1	2			1	2.0
女		14	3		5	4	1						1				
インド	男	78	78	21	43	13	1										0.5
女																	
コロンビア	男	57															0.4
女		57	6						48	3							
スリランカ	男	20	20	5	12	1										2	0.1
女																	
テリ	男	19	3						2							1	0.1
女		16	5						10							1	
その他	男	113	73	8	23	10	2	3	1		1			17		9	0.8
女		40	23		1	2		2	2	1			1	6		2	
構成比%		100.0	30.5	26.8	25.5	6.2	2.7	1.6	1.5	0.9	0.9	0.5	0.5	0.5	0.3	1.6	



中国孤儿に対する援護対策

援護施策

社会保障

中国に残る養父母に扶養費
 送金 10,800元 (約41万円)
 ・孤児とその家族の帰国旅費
 国庫負担
 ・自立支度金の支給
 (4人世帯 488,900円)

平成元年11月30日現在
 帰国孤児世帯 1142世帯
 帰国家族を含めた帰国者数 4845名

<医療>

<年金>

<4ヶ月入所>
 ① 基礎的日本語研修
 ② 基本的生活習慣指導
 ③ 就職相談指導
 ④ 就籍相談

中国帰国孤児
 定着促進センター
 (所沢ほか全国6ヶ所)

住民登録
 又は
 外国人登録
 ・国籍存在確認
 ・戸籍の作成
 又は回復

定着促進センター入所期間
 中は国が全額国庫負担

(センター入所中に)
 ・国民年金資格取得申請
 ・保険料免除申請

・身元引受人のあつせん
 ・公営住宅のあつせん

定着

国民健康保険
 又は
 健康保険

国民年金
 又は
 厚生年金

中国帰国者
 自立研修センター
 (全国主要都市15ヶ所)

<8ヶ月通所>
 ① 日本語指導
 ② 生活相談指導
 ③ 就職相談指導
 ④ 就籍相談
 ⑤ 地域交流事業

生活保護の適用
 ・生活扶助
 ・住宅扶助
 ・教育扶助
 ・医療扶助

このほか
 ・自立指導員の派遣
 (定着促進センター修了後3年間)

・自立支援通訳の派遣
 (定着促進センター修了後3年間)

自立

(注) ・海外在住期間(昭36.4.1以降20歳
 以上60歳未満の期間)が国民年金
 の資格期間として扱われる。
 ・このほか、社会保障適用上の特例
 はない。

(注) 扶養費は、孤児の養父母に対する
 扶養義務を肩代わりするものである
 ことから、孤児が中国に残る場合は
 対象外となる。

中国残留孤児関係統計

平成元年11月30日現在

1 孤児数 2,272名
(現時点において日中両国が把握している者)

身元判明者 1,201名	身元未判明者 1,071名
--------------	---------------

2 訪日調査人員数 1,680名

(592名)	609名	1,071名
--------	------	--------

3 既に永住帰国した者 1,145名

(291名)	242名	612名
--------	------	------

4 現在中国に残っている孤児数 1,127名

(301名)	367名	459名
--------	------	------

(注) 身元判明者のうち、訪日調査に参加していない592名については、厚生省の保管資料等による調査、マスコミの協力による公開調査等により身元が判明した者である。

5 訪日調査における判明率の推移等

	(訪日人員)	(うち判明)	判明率(%)
第1次(昭56.3)	47	30	63.8
第2次(昭57.2~3)	60	46	76.7
第3次(昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次(昭58.12)	60	38	63.3
第5次(昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次(昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次(昭60.2~3)	90	40	44.4
第8次(昭60.9)	135	38	28.1
第9次(昭60.11~12)	135	33	24.4
第10次(昭61.2~3)	130	36	27.7
第11次(昭61.6)	200	77	38.5
第12次(昭61.9)	200	61	30.5
第13次(昭61.10~11)	100	32	32.0
第14次(昭61.12)	42	14	33.3
第15次(昭62.2~3)	104	28	26.9
昭和62年度第1回(昭62.11)	50	10	20.0
昭和62年度第2回(昭63.2~3)	50	14	28.0
昭和63年度第1回(昭63.6~7)	35	12	34.3
昭和63年度第2回(平元年2~3)	57	9	15.8
計	1680	609	36.3

中国残留孤児とは、

以下のすべての要件を満たしている者をいう。

- ① 日本人を両親として出生
- ② 中国東北地区等において、昭和20年8月9日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と離別
- ③ 当時の年齢が概ね13才未満
- ④ 自己の身元を知らない
- ⑤ 当時から引き続き中国に残留

「帰国子女」の定義について

文部省

法令用語ではないので明確な定義は無いが、

「長期間海外に在留した後、帰国する子弟。」

└──→『学校基本調査』では1年を超える期間

「海外勤務者の子女で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、
帰国した児童をいう。」

-----学校基本調査

外務省

「海外に長期間滞在していたため、現地の学校等に通っていたが、
このたび帰国することになった子女。」

(特に定義はない。また、「長期間」の長さについてもきめてはいない。)

その他の省庁

「定義はしていない。」 ───→労働省・法務省・厚生省児童家庭局

外国人労働者問題と入管法の改正

平成2年1月18日

法務省入国管理局

参事官山崎哲夫

第1 国際的視点から見た外国人労働者問題

資料1	(日本における)外国人労働者の入国・在留の状況	1
資料2	ヨーロッパ諸国における外国人と外国人労働者の数	2
資料3	世界における移民労働者の動き	3
資料4	アジアからの入国者の状況	4
資料5	日本の国際化と東南アジアの日本化	5
資料6	諸外国の先例から学ぶこと	6

第2 国内的視点から見た外国人労働者問題

資料7	激増する入管法違反事件	7
資料8	不法就労事案増加の背景	8
資料9	外国人労働者問題の展望	9
資料10	外国人の入国と在留に関する世論調査	10
資料11	出稼ぎ労働者の推移	11

第3 外国人労働者問題への対応

資料12	外国人労働者入国問題の論点	12
資料13	入管法の改正・外国人労働者問題への対応	13

外国人労働者の入国・在留の状況

1 外国人労働者の入国に関する方針

- (1) 昭和30年代後半から始まった高度成長期において、一時的な労働力の逼迫を背景に、発展途上国からの労働者受入れの要望もあった。しかし、我が国は外国人労働者、特に単純労働者を受け入れないという方針を採ってきており、これについては昭和42年雇用対策基本計画の閣議決定の際に、法務省と労働省が協議の上労働大臣から外国人労働者の受け入れは行わないとの発言を行って了解されている。
- (2) その後、我が国経済社会の国際化の進展等を踏まえて、法務省と労働省の了解事項として外国人労働者のうち、単純労働に従事することを目的とする外国人労働者の入国については、引き続き原則として認めないが、いわゆる技能者や技術者については、国内における需要の動向等諸般の状況を勘案して弾力的にその入国を認めるという取り扱いをしてきている。

2 入国を認めるカテゴリー

入管法に基づいて、入国・在留を許可している外国人労働者のカテゴリー及びその数の推移は次表のとおりである。

就労が認められている在留資格別外国人の新規入国者数・在留者数の推移

在留資格	区分 年	新規入国者数			在留者数		
		昭和57年	昭和59年	昭和62年	昭和49年	昭和59年	昭和61年
《4-1-5》 貿易・事業又は投資活動を行う者 (外資系企業の経営者、管理者など)		7,063	6,887	6,177	3,494	5,943	7,148
《4-1-7》 学術研究機関又は教育機関で研究の 指導又は教育を行う者(大学、短大 等の教授等)		269	336	350	413	1,007	1,120
《4-1-9》 収入を伴う演劇、演芸、スポーツ等 の興行を行う者(歌手、ダンサー、 プロ・スポーツ関係者等)		23,844	32,952	59,693	2,035	7,346	10,357
《4-1-12》 産業上の高度な又は特殊な技術又は 技能を提供するために公私の機関に より招へいされる者(スーパーコン ピューター、原子力等の専門家)		10	10	24	32	13	12
《4-1-13》 熟練労働に従事する者(中華料理、 フランス料理等のコックや菓子職人)		560	511	465	660	1,366	1,502
《4-1-16-3》 法務大臣が特に在留を 認める者	語学教師	1,027	1,196	1,718	(不明)	1,799	4,264
	一般就職	871	883	756	(不明)	3,004	6,242
計		33,644	42,775	69,183	(6,634)	20,478	30,645

- (注) 1 在留資格4-1-〇とは、入管法第4条第1項第〇号に該当する在留資格の意味である。なお、在留資格4-1-16-〇とは、同項第16号を受けた入管法施行規則第2条第〇号に該当する在留資格の意味である。
- 2 在留者数(昭和49年)の在留資格4-1-16-3については、入国目的別による内訳の集計が行われていないので、内訳は不明である。

ヨーロッパ諸国における外国人と外国人労働者の数

(1) ヨーロッパにおける現状

ヨーロッパ諸国の最近の統計(OECDの1988年版SOPEMI)をみると、フランスの外国人数は368万人(人口の6.8%)で外国人労働者数が165万8千人、ドイツの外国人数は448万2千人(人口の7.4%)で外国人労働者が183万3千人、スイスの外国人数は95万6千人(人口の14.7%)で、外国人労働者が56万6千人、ベルギーの外国人数は89万7千人(人口の9.1%)で外国人労働者が40万3千人である。

(2) 日本の現状

日本に在留している外国人の状況を昭和63年6月現在における外国人登録者数からみると総数が91万人、このうち戦前から居住する韓国・朝鮮人やその子などの永住者や日本人の配偶者等が約70万人を占める。これら永住者等を除き就労目的で入国が認められ在留中の外国人は約4万人である。ヨーロッパ諸国と比べた場合、日本の総人口1億2千万人に対する外国人(約91万人)の占める率は0.75%であり、日本の外国人及び外国人労働者の数は多くない。

外国人居住人口の国籍別内訳

(単位:千人)

出身国	ベルギー (1984)	フランス (1982)	西 独 (1986)	オランダ (1986)	スウェーデン (1986)	スイス (1985)
オーストリア	..	2.7	174.2	3.0	2.8	28.8
フィンランド	..	1.0	10.1	0.6	134.2	1.4
ギリシア	20.7	37.9	278.5	3.8	8.0	8.5
イタリア	269.3	333.7	535.5	17.0	3.9	388.4
ポルトガル	10.4	764.9	77.0	7.5	1.5	39.2
スペイン	55.1	321.4	151.0	18.2	2.8	110.4
トルコ	72.5	123.5	1,425.7	160.6	21.9	52.8
ユーゴスラビア	5.3	64.4	591.1	11.6	38.4	77.4
アルジェリア	10.8	795.9	5.4	0.6	0.5	1.9
モロッコ	123.2	431.1	51.0	122.7	1.0	1.6
チュニジア	6.8	189.4	23.6	2.6	0.7	2.2
その他	323.5	644.2	1,158.8	219.8	175.1	243.4
合 計	897.6	3,680.1	4,482.6	568.0	390.8	956.0
全人口に占める割合 (%)	9.1	6.8	7.4	3.9	4.6	14.7

外国人労働者の居住状況(1977~1986年)

(単位:千人)

	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
オーストリア	188.9	176.7	170.6	174.7	171.8	156.0	145.3	138.7	140.2	146.0
ベルギー	306.3	..	310.1	332.7	332.2	..	375.0	388.3	396.3	..
フランス	1,550.1	1,518.0	1,498.0	1,458.2	1,427.1	1,503.0	1,557.5	1,658.2
西 独	1,949.7	1,947.8	2,025.1	2,115.7	2,096.2	2,029.2	1,983.5	1,854.9	1,823.4	1,833.7
ルクセンブルグ	49.1	49.8	50.4	51.9	52.2	52.3	53.8	53.0
オランダ	187.0	196.4	182.3	188.1	192.7	185.2	173.7	166.7	165.8	168.6
スウェーデン	225.3	227.5	228.7	234.1	233.5	227.7	221.6	219.2	216.1	214.9
ス イ ス (注)	492.8	489.4	490.7	501.2	515.1	526.2	529.7	539.3	549.3	566.9

(注) 12月31日現在の数であり、季節的労働者は除かれている。

(出典) 1988年版SOPEMI報告の59頁参照。

世界における移民労働者の動き

1 世界の移民労働者

世界には約2000万人の労働者が自国以外で雇用されている（「移民労働者及びその家族の社会的地位」に関する国連事務総長報告，1985年）。

2 移民労働者の流れ

(1) 西ヨーロッパ先進工業諸国

- ・ 1950年代半ばから1970年代初頭・・・積極的に外国人労働者を大量に導入
- ・ 1973年秋の第一次石油危機後・・・失業問題の深刻化，社会不安への懸念から外国人労働者の受入れを制限し，帰国奨励，統合の方向へ

cf. 西ドイツの外国人労働者数（73年：260万人⇒86年：184万人）

(2) 中東産油諸国

- ・ 1973年秋の第一次石油危機後・・・オイル・ダラーの蓄積を背景としたプロジェクト推進のため外国人労働者を積極的に導入
- ・ 1980年頃から・・・石油価格の下落等を背景に外国人労働者を締め出し

cf. 中東産油諸国等の外国人労働者数（75年：180万人⇒80年：280万人）

(3) 米国

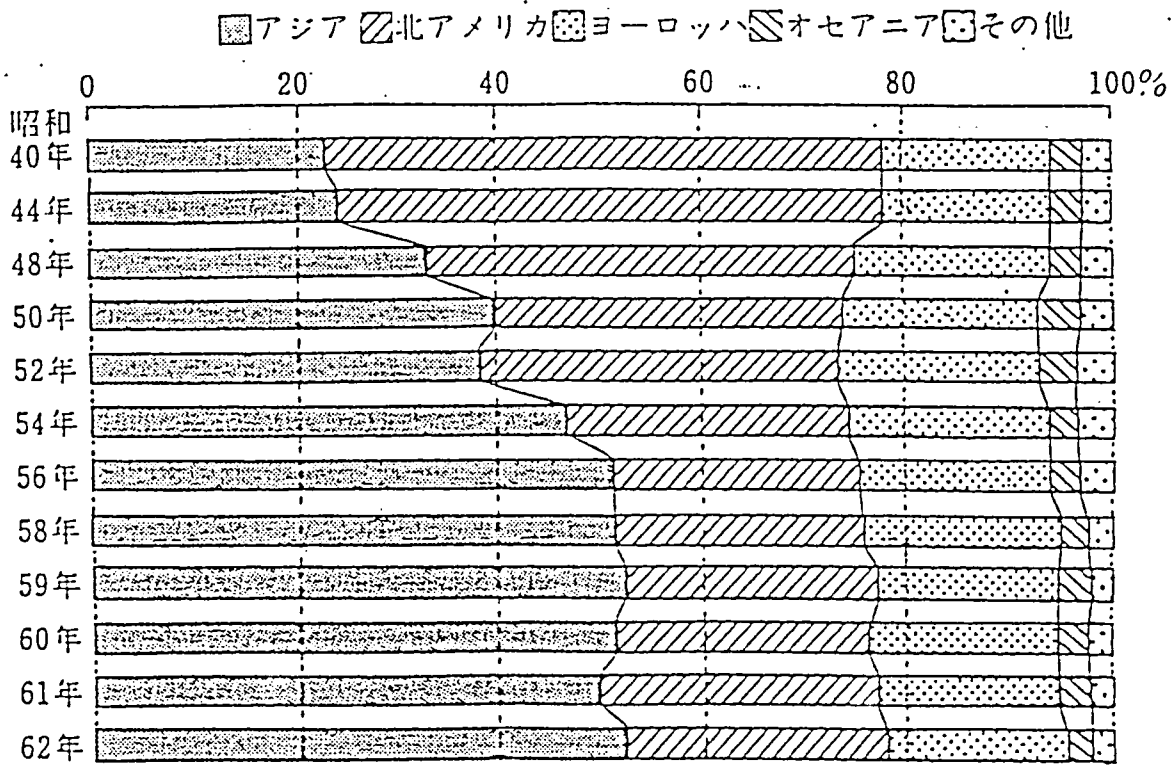
- ・ 非合法的なメキシコ人等の非合法移民数（80年：250万から400万人と推定）
- ・ 合法的な移民労働者（80年：250万）

3 問題点

- ① 石油危機後，労働情勢の悪化に伴い失業問題が深刻化
- ② 外国人居住者の増加により言語，宗教，生活様式等の相違から様々な社会問題が発生
- ③ 外国人労働者の流入を制限し帰国を奨励したが，家族の呼寄せ，外国人の高い出生率等から外国人居住者は，逆に増加し雇用国での統合・適応の問題が発生
- ④ 合法的な外国人労働者受入れに関する制限が厳しくなってから違法滞在及び雇用問題の増加
- ⑤ 本国への帰国を奨励することに関連して本国での再統合・再適応の問題が発生

アジアからの入国者の状況

州別入国者構成比



留学目的入国者数(国籍別)

就学目的入国者数(国籍別)

国地域別	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	国地域別	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
中国	438	943	1,178	1,350	中国	251	1,199	2,126	7,178
アメリカ	858	918	1,085	1,140	台湾	1,101	2,184	4,029	1,839
台湾	925	794	899	928	韓国	627	2,064	1,702	1,470
韓国	769	907	700	635	フィリピン	73	250	757	741
タイ	159	182	188	193	アメリカ	667	767	615	646
マレーシア	183	143	177	212	イギリス	258	393	487	389
インドネシア	82	76	159	209	マレーシア	157	181	239	137
ブラジル	112	112	117	133	パングラデシュ	27	309	795	38
フィリピン	79	80	120	132	パキスタン	33	276	356	10
その他	724	642	796	880	その他	946	1,319	1,531	1,467
合計	4,329	4,797	5,419	5,812	合計	4,140	8,942	12,637	13,915

(注) 国名の記載は昭和62年の入国者数の多い順。

技術研修生新規入国者数

(人)

	昭和58年	59年	60年	61年	62年
アジア	8,898	9,979	10,570	11,006	13,443
中南米	1,260	1,280	1,238	1,392	1,450
アフリカ	841	947	1,140	810	893
欧米	756	860	821	907	1,055
太平洋州他	174	196	218	273	240
計	11,929	13,262	13,987	14,388	17,081

日本の国際化と東南アジアの日本化

わが国は、国際化が大きな課題となっているが、それをこれらの東南アジアの諸国で見ると、それは「日本化」である。それらの国々では日本企業、製品の進出が著しく、若い人々を中心に日本への期待や日本文化に対する憧れも出てきている。それは、日本で日本語、電子工学、ファッション、美容等を勉強したいという願望や日本で働いてみたいという誘因となっている。

こうしたヨーロッパ製品愛好の態様は遠く明治初期に始まり、身形のいい日本人は今日でも全身をヨーロッパ諸国の代表的製品で飾り立てているようにさえ見える。一九三五年に日本人が書いた自己像に、つぎのようなものがある。

「オーストラリア産の羊毛で織つた下着にブラッドフォード製のサージの袴をつけ、その上にアメリカ製の布地で作つたインパネスを着ている日本人は決して珍しくない。腕時計はスイス製、スネークウッドのステッキは南洋製、トルコ煙草を取り出してアメリカ製のライターで火を点ける。寒い日にはバリのブティックが売りに出した襟巻きを首に巻き、イタリア製の手袋をはめる。それでも中身は日本人！」

これは近代日本文学の冒頭を飾る仮名垣魯文の『安愚楽鍋』に出てくる「西洋好き」のいでたち——朝夕のシャボン、身だしなみのオーデコロン、更紗の下着、カナキンのこうもり傘、安物の袖時計などを思い出させる。

〔参考〕タイで流行しているフォークソング「それでも私はタイ人ですか」
目覚めてつかむはホワイトライオン、朝の歯磨きなんとも爽快、ナショナルポットでお茶を飲み、頭に塗るのは丹頂ボマード、着るのはタイ東レテロン、さて外出の時間が来て、セイコー時計を腕に巻き、三合(デパート)で8時のニュースを、トヨタの車にあの娘を乗せて、さて買い物は何処がいい、やっぱり大丸いい物ずらり、実用雑貨食料品も遠かな日本製、愛しいあの娘は化粧品が好きで、カネボー、資生堂、ポーラと買って、ワコールの下着で胸を張る、オンキョーのお陰で幸せ一杯、家に帰ると東芝テレビ、チャンネル廻すや怪獣映画、剣道いずれも日本物、スネに群がる蚊を叩き、アア一寸ばかり行きたい所、何と小百合のソーブランド、日頃私何時しかかように成り果てた、旭硝子の鏡に向かい、破れかぶれに開いてみる、それでも私はタイ人ですか。

諸外国の先例から学ぶこと

- 1 単純労働者については、受入れ当初は経済的メリットがあるが、時間がたち定着化するとデメリット（経済的、社会的コスト）が発生する。

西欧諸国の経験

[メリット]

↓ (受入れ側) 労働力不足の解消、コストが安い（職業訓練不要）

↓ (送出し側) 国際収支の改善（送金による）、国内の失業対策

↓

[デメリット]

(受入れ側) ○住宅、教育、失業対策、帰国奨励金という経済的コスト

○失業による犯罪、国内底辺の労働者層との摩擦等の社会的コスト

(送出し側) ○労働力の流出による経済発展の遅れ

○教育投資が実を結ばない

- 2 国内での労働力不足に伴うニーズの存在と外国における労働力供給圧力の存在に係る問題を解決しないと混乱が生ずる。

アメリカの例

① 1942年～64年 アメリカとメキシコとの間の協定（ブラッセロ計画）

農場における季節労働者（20～40万人）の移入を促進した＝低賃金

↓ ← ← ← 65年組合の反対等により協約が更新されなかった

② しかし、現実には農場における労働力不足とメキシコにおける労働の場の確保不能ということから、メキシコ人の労働者は流入した（＝不法入国）

↓

高賃金を求めて都市部へ流入 → → → メキシコ人の定住化

③ 推定3～500万人（1986年）の不法入国者 → 入国管理の破綻

④ 1986年10月9日 [The Immigration Reform and Control Act of 1986]

成立、アメリカの移民政策史上、画期的転換

○不法入国した外国人を雇用した使用者は罰金

○合衆国に違法に居住している外国人は、成立後6か月～1年の期間に限り、合

法化を申請できる → その後暫定期間を経て市民権申請

激増する入管法違反事件

○ 5年間で3.7倍の増

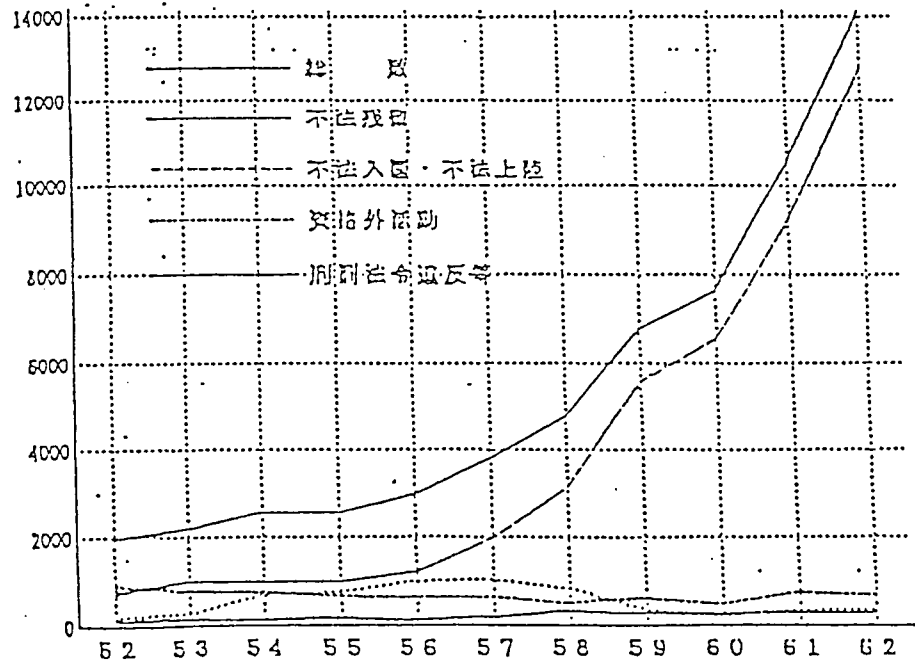
近年の入管法違反事件の増加ぶりは極めて著しく、昭和61年に摘発した人員は、入国管理局発足以来初めて1万人を突破したが、この傾向は昭和63年においても止まらず、同年中の摘発人員は17,854人に達し、5年前の同58年と比較し3.7倍、10年前の同53年と比較し9.1倍となっている。

○ 激増の中心は不法就労事案

違反事件のこのような増加は、出稼ぎを目的に観光客を装うなどして入国した上、男性では土木建設現場や町工場で稼働する不法就労事案の急増によるもので、昭和63年は、5年前の同58年に比較し約6.1倍となっている。

* 不法就労事案とは、資格外活動事件と資格外活動がらみ不法残留事件とを合わせて呼んでいるもの。

入管法違反事件摘発件数の推移



違反事由	年	58	59	60	61	62	63
総数		4,768	6,830	7,653	10,573	14,129	17,854
不法入国		443	513	460	597	542	616
不法上陸		59	100	123	124	134	149
資格外活動		823	357	218	349	372	839
不法残留		3,115	5,569	6,592	9,215	12,792	15,970
(うち既出者)		(1,516)	(4,426)	(5,411)	(7,782)	(10,935)	(13,475)
刑罰法令違反等		328	291	260	288	289	280

不法就労事案増加の背景

不法就労事案が急増した背景・理由としては、次のような事情が複合的に絡みあっている

るものと考えられる。

- ① 我が国と不法就労外国人送出国との著経済格差の存在

[1人当たりGNP] (昭和61年)

フィリピンの22.5倍

日本はパキスタンの36.7倍

バングラデシュの80.3倍

- ② 急激な円高による我が国での稼働のメリットの増大

- ③ 従来の出稼ぎ先あった中東石油産出国の原油価格下落による不況

- ④ 不法就労外国人送出国における雇用事情の悪化

- ⑤ 我が国と不法就労外国人送出国とを結ぶブローカーの暗躍

- ⑥ 国内零細・小企業及び風俗営業関連業種におけるニーズの存在

9 人口, GNP, 国民1人当たりGNPの比較

国名	区分	人口 (億人)	国民総生産(GNP) (億米ドル)	1人当たりGNP (米ドル)	※
日	本	1.22	15,597	12,850	—
バングラデシュ		1.03	161	160	80.3
中	国	10.89	3,148	300	42.8
イ	ン	7.81	2,134	270	47.6
インドネシア		1.70	821	500	25.7
英	国	0.42	984	2,370	5.4
マレーシア		0.17	295	1,850	6.9
パキスタン		1.02	347	350	36.7
フィリピン		0.57	318	570	22.5
タイ		0.54	424	810	15.9
(右)		0.20	714	3,670	3.5

(注) 1 日本銀行外国経済統計年報1987年版に基づき作成

2 人口は、1987年央推計。また、GNP及び1人当たりGNPは、1985年の数値。

外国人労働者問題の展望

1 今後の外国人社員問題

- (1) 日本企業の多国籍化の進展→モノ・カネが国境を越えて国際的規模で移動→職員の間際の移動の容易化

多国籍企業等において、ローカルスタッフを採用した場合、本社での研修が必要となったり、経営の現地化により親会社と子会社の意志疎通を図ることが必要となり、企業からの要請が強くなってきている。

- (2) 世界経済の変化→日本の誇る労働力の等質性は国際経済の中で今までの優位性を失うのではないかと→外国人のもつ特異性ないし活力の利用

従来は、外国からノウハウを仕入れて（Ex.テレビ、VTR、自動車）質の高い物を生産し世界に売ることができたが、今後難しくなると予想される。そのため、独自に開発していかねばならない時代に対応するため、異色な発想、異質な才能の利用が必要となる。

- (3) 技術者等のミスマッチ等への対応

経済企画庁の推計によると、2000年には300万人の技術者が不足する。

〔注 昭和62年5月経済企画庁総合計画局「職業構造変革期の人材開発」〕

1985年の職業構造をベースに一定の仮定の下で職業別労働力供給を推計し、職業別労働力需要と比較すると、2000年時点では技能・生産職（+307万人）、農林漁業職（+93万人）、販売職（+88万人）等で供給過剰、逆に専門・技術職（-283万人）、事務職（-55万人）で供給不足が予想される。

2 単純労働者の入国問題

- (1) 近隣諸国の情勢、労働力の空洞化、外国企業の参入→単純労働者の部分的導入の要請

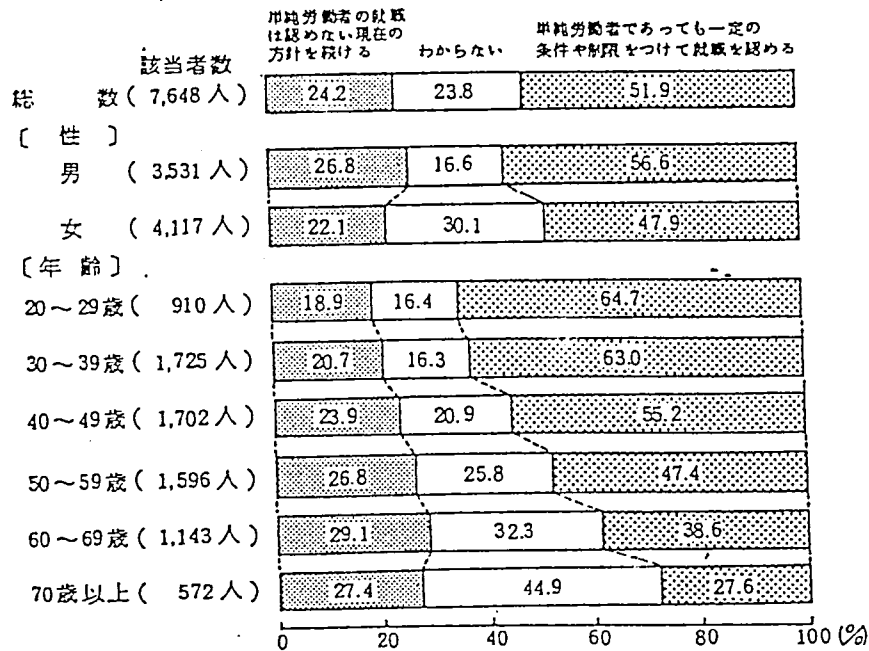
- ・ 経済格差、海外労働政策
- ・ 今後、建設土木現場、病院・養老院、サービス産業、農業等で人手不足となるのではないかと。日本の若者の労働意識の変化（ダークなイメージの仕事はしない）
- ・ 関西新空港などへの外国企業の参入

- (2) 人の自由化への対応の難しさ

- ・ モノ・カネの自由化と違って、入国させた場合、子供や家族をどうするか、年金、住居、福祉、さらには住民との摩擦問題等難しい問題が残る
- ・ 単に物の流入と違って、一企業の枠を超え日本の社会として時間をかけて検討していかねばならない

外国人の入国と在留に関する世論調査（1988年2月）

単純労働者の入国



日本人が就きたがらない職業への就労

	該 当 者 数	本 人 が 就 きた が ら な い の 就 場 は ど う か ら な い	ど の 人 が よ い と 思 わ れ る の は ど う か ら な い	外 国 人 に 押 し つ け ら れ る の は ど う か ら な い	良 く な い こ と だ が や む を 得 な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%
総数	7,648	34.7	27.6	25.2	12.6	
〔性〕						
男	3,531	36.0	27.6	26.8	9.7	
女	4,117	33.6	27.6	23.8	15.0	
〔年齢〕						
20～29歳	910	41.3	26.3	24.7	7.7	
30～39歳	1,725	36.9	27.5	25.9	9.7	
40～49歳	1,702	33.0	29.0	27.1	10.9	
50～59歳	1,596	35.0	28.0	24.8	12.2	
60～69歳	1,143	32.9	27.6	22.9	16.6	
70歳以上	572	25.9	24.1	23.3	26.7	
〔学歴〕						
小・旧高小・新中卒	2,169	32.0	26.6	22.5	18.9	
旧中・新高卒	3,746	35.8	27.1	26.1	11.0	
旧高・高専・大卒	1,700	36.0	29.7	26.5	7.8	
〔職業〕						
農林漁業(営業者)	288	36.5	24.7	25.0	13.9	
商工サービス・自由業(営業者)	870	36.1	23.6	30.6	9.8	
農林漁業(家族従業者)	164	34.1	32.9	18.9	14.0	
商工サービス・自由業(家族従業者)	382	35.3	27.2	26.7	10.7	
管理・専門技術職	237	35.9	39.2	21.5	3.4	
事務職	1,057	34.8	30.1	27.5	7.6	
労務職	1,788	35.6	26.6	25.5	12.3	
主婦	1,874	34.9	27.1	24.1	13.9	
学生	103	49.5	23.3	21.4	5.8	
その他の無職	885	28.2	29.0	20.5	22.3	

出稼労働者の推移

昭和61年の出稼労働者数は約21万6千人となっており、その数はしだいに減少してきている。
また、農家世帯からの出稼ぎも減少傾向をたどり、昭和61年には総数で約8万人、うち建設業に
に従事する者は約5万4千人となっている。

出稼労働者の推移

(単位：人)

	出稼労働者数(47年=100)
47	548,800 (100.0)
52	332,900 (60.7)
57	265,700 (48.4)
58	251,500 (45.8)
59	244,600 (44.6)
60	234,100 (42.7)
61	216,000 (39.4)

(資料) 労働省職業安定局調べ

(注) 出稼労働者は、各都道府県の公共職業安定所
が市町村、農業関係団体の協力を得て、各年度
の期間について把握した数である。

農家世帯からの出稼労働者の推移

(千人・%)

区分 年	総数(A)	(A)のうち建 設業に従事する 者(B)	(A)のうち製 造業に従事する 者	(B) / (A)
49	251.2	170.9	56.0	68.0
50	190.4	132.9	39.5	69.8
51	179.0	116.6	44.6	65.1
52	157.9	105.3	35.8	66.7
53	148.3	101.6	30.4	68.5
54	133.3	90.9	28.9	68.2
55	133.2	91.8	27.5	68.9
56	124.9	86.1	26.3	68.9
57	118.7	83.6	22.5	70.4
58	107.8	74.3	21.2	68.9
59	102.8	70.2	20.5	68.3
60	89.4	60.7	17.9	67.9
61	79.5	54.1	15.7	68.1

(資料) 農林水産省「農家就業動向調査」

(注) 表の数字は、農家世帯からの出稼者であり、ここでいう出稼ぎとは、1か月以
上1年未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労し、その就労期間経過後再
び居住地に戻ることをいう。

外国人労働者入国問題の論点

外国人労働者の入国問題のうち、単純労働者の受入れに関しては、各般の議論を見るとこれを受け入れないとするのが大方の意見であるが、受け入れるべきであるとする意見も一部にあり、議論の分かれるところである。

(積極論)

- (1) 一定の分野に労働不足が現存，日本人労働者確保が困難。
- (2) 高齢化社会の到来，慢性的人手不足の解消には，外国人の雇用が必要。
- (3) 貧しい国から富める国への労働力流入は自然の理。経済大国日本として外国人労働者を受入れ繁栄を分かち合うべきである。
- (4) ヒトの自由化は時代のすう勢から避けられない以上，徐々に門戸を開放すべきである。
- (5) 日本の国際的受容性を高める。外国人・異文化等の接触から我が国社会の国際化に貢献。

(消極論)

- (1) 国内の労働条件の低下と失業率の上昇につながる。
- (2) 労働力のコストだけで判断すべきではなく，長期的，社会的問題として考えるべきである。
- (3) 他国の救済のため外国の失業者を受け入れるのはナンセンス。これら諸国内での雇用機会創出につながる経済社会開発の援助で貢献すべきである。
- (4) 定住化し，少数民族化し，ゲッターを作り，人種的対立や人種差別観を助長させる。
- (5) ダーティワークを外国人に押しつける結果となり，国際批判を招くばかりか，日本人の勤労観の変化をもたらす日本の将来にとって大きな問題となる。

入管法の改正・外国人労働者問題への対応

第1 基本的な考え方

- 1 最近における外国人入国者の増加及びその入国・在留目的の多様化に的確に対応し得るよう、入国及び在留管理の制度を整備することによって、適正な入国・在留管理を図りつつ、簡素、かつ迅速な手続により外国人の受入れを行い、もって国際化社会にふさわしい入国管理行政を実施する必要がある。
- 2 我が国経済社会の国際化の進展に伴い有能な外国人を雇用したいとする各種事業者側からの要請が増し、また、国際社会における我が国の地位の向上と相互依存関係の緊密化が進むという状況を踏まえると、外国人の受入れ範囲の拡大とその円滑化は、我が国経済社会の活性化、国際化に資するものであって、かつ、国際協調と相互理解の促進、開発途上国の人材育成等にも有益であると考えられる。
- 3 他方、年々増加している不法就労外国人については、これが出入国管理制度の根幹を乱すのみならず、このような事態の放置は、労働市場への悪影響、犯罪の増加・住民との摩擦等の社会問題、人権問題等の発生をもたらすことともなるので、我が国としてはその問題解決に向けて、関係省庁連携の上、厳格な対応を行うべきである。
- 4 外国人労働者のうちの単純労働者の受入れの是非は、単に個別産業の労働需給というような事情だけで判断すべき問題ではなく、その受け入れが国内の雇用・労働条件や産業全般に多大の影響を与えるのみならず、我が国の経済社会、国民生活にも多様な影響を及ぼす可能性のある問題として、国民の意識にも配慮しつつ、将来を展望しながら慎重に検討を加えるべきであり、下記第2、1に見るとおり、当面は、これを受け入れないとする現在の政府の方針を維持するのが相当である。

第2 外国人労働者に対する考え方

1 単純労働者問題

- (1) 外国人労働者のうち、いわゆる単純労働者に関しては、これを原則として受け入れな

いとするのが現在の政府の方針であるところ、一部企業・業界においては、その受入れを求める声がある。本件に関する各般の議論を見ると、これを受け入れるべきではないとするのが大方の意見ではあるが、受け入れるべきであるとする意見も一部にあり、議論が分かれている。

(2) 単純労働者については、所得格差、諸外国の膨大な人口に対する限られた就労機会などの経済的・社会的事情を背景に近隣諸国からの供給圧力が高いと考えられるが、その入国は、日本の労働市場への影響（労働条件改善の阻害要因、低水準労働条件市場の固定化等）はもとより、経済活動（産業構造改善の阻害要因等）、社会生活（言語、宗教、生活習慣等の相違からくる社会的摩擦問題等）、対外関係（労働条件、帰国問題等からの論議）などにも重大な影響を及ぼしかねず、ひいては将来の日本社会の在り方いかんにもかかわるものである。よって、今後も幅広い観点から慎重に検討し国民的合意のうえに立って方針を決める必要がある。

(3) かかる観点からこの問題の取扱いを関係省庁間で検討中であるが、検討すべき問題が多岐に分かれており、その結論を得るまでには、なお相当の日時を要するものと見込まれる。

2 不法就労外国人問題

(1) 単純労働を中心とする不法就労外国人が急増しているが、この対策としては、基本的には、これらの者の送出国での雇用機会創出につながる経済社会開発のための協力の促進等により、送出国での就職を可能にして出稼ぎの動機、原因を除去すべきである。しかし、不法就労の背景・誘因の一つとなっている日本と送出国との間にある著しい所得格差等をみると、このような対策が成果をあげるには相当の日時と資金が必要であろう。

(2) そこで、この問題に対して当面とりうる措置を早急に講ずる必要があり、関係省庁と緊密な連携を保ちつつ、不法就労外国人の入国抑止及び違反防止のための対策を強力に推進すべきである。中でも、不法就労外国人を不法と知りながら雇う者やブローカーは、外国人の不法就労を益々助長する存在となっているので、厳格な対応を行う必要がある。また、不法就労事案に関連して人権上問題となる事例も見られるので所要の対策を講じる必要がある。

3 留学生、就学生、研修生の稼働問題

(1) 留学、就学及び研修のため入国する外国人が増加しているところ、これらの者は、将来その出身国の経済社会を担う人材として期待されるものであり、こうした人材養成への協力は開発途上国への経済協力の一環としても重要であり、その拡大をはかる必要がある。

(2) しかしながら、これらの者の中には、留学等を装いつつ、専ら就労することを目的としている者が含まれており、このことが問題として指摘されているので、これらの者を的確に排除しうるよう、入国及び在留管理体制の整備を行った上で、留学生等の入国の円滑化を図る必要がある。

4 国際化社会への対応問題

(1) 現在、外国人労働者のうち、専門的技術・技能・知識・外国人特有の感性等を生かして就職する者については、国内における雇用の必要性等諸般の状況を勘案して個別に審査の上、かなり弾力的にその入国を認めるとというのが現在の政府の方針であって、この方針のもとに入国・在留を許可している外国人労働者をみると、その量的増加と職種の多様化が認められる。

(2) このような背景には、我が国経済社会の国際化の進展とともに、企業の多国籍化に伴う人材の登用と国際間の移動の要請が強まり、また、異色な発想や才能をもつ人材の登用による企業の活性化の要請が増すという事情がある。したがって、今後とも、これに的確に答え得るよう入国管理行政を運用していく必要がある。

(3) 専門的技術、技能、知識、外国人特有の感性等を有する外国人の入国・在留の管理は、現に雇用先企業の協力も得て比較的円滑に行われており、特に問題は生じていない。その入国は企業等のニーズに応えるためばかりでなく、我が国経済社会の活性化及び国際化のためにも重要であり、一定水準以上のものに限り、かつ適切な在留管理を行えば国内の雇用への影響や雇用管理上の問題も生じないものである。したがって、経済社会の実情、企業のニーズ等を勘案しつつ、受入れ範囲、受入れ基準をできる限り具体的、客観的な形で明確化した上で、可能な限り受入れを拡大し、かつ、入国審査等に関する処理の迅速化を図りうるよう所要の対応策を実施する必要がある。

第3 今後の具体的な対応

1 入管法の改正による対応

外国人の入国及び在留のための基本的な枠組みを定めている入管法（出入国管理及び難民認定法）及び同法が我が国に入国・在留を認める外国人の類型を示すものといえる在留資格は、昭和26年の同法制定以来、同56年に若干の手直しが行われたただけであって、外国人の入国者数及び形態が当時とは大幅に相違するに至った今日の時代の要請に必ずしも十分に対応しているとはいえない状況にある。入国・在留する外国人の活動の多様化に対応すべく、これまで在留資格の弾力的運用等の措置をとってきたが、そこには自ずから

限界がある。

そこで、我が国社会の国際化の進展に伴う各般の状況に対応できるよう在留資格の見直し及び入国審査手続の簡易化を図るとともに、不法就労者の増加等最近の出入国管理をめぐる情勢の変化に対処するため、入管法の改正を次のとおり行うこととする。

(改正の主要点)

(1) 社会の国際化へ対応しうるよう在留資格を整備する。

外国人の入国・在留目的の多様化に見合うよう在留資格の種類等を全般的に見直し、これを我が国社会の国際化に十分対応できるものに改める。その結果として、これまで法務大臣が特に在留を認める者として入国・在留を認めていた者を中心に、例えば、ソフトウェア技術者・デザイナーなど専門的な技術を有する者、専門的知識を生かして企業等へ就職する者、多国籍企業の企業内転勤者、研究業務に従事する研究者、日本語学校等で教育を受ける就学生、外国語等を教える教育者等に対応する在留資格が新設されることとなる。

(2) 在留資格の表示に工夫をする。

在留資格の表示方法は、現在、4-1-1、4-1-5、4-1-6等該当する入管法の条・項・号に基づく数字符号により表示することとしているが、今後、「外交」、「投資・経営」、「留学」等の呼称を在留資格ごとに規定し、旅券等にこれをもって表示することに改める。これは、今後、外国人と国民の係わりが益々深まると考えられるので、一般関係者にも外国人がどのような在留資格を付与され本邦に在留しているかということ、一見すれば容易に理解できるようにしようとするものである。

(3) 入国審査基準等の明確化及び処理の迅速化を図る。

我が国に入国する外国人がいかなる要件を満たせば入国・在留できるかの判断基準は、従来は公表されておらず、入管局の内部基準として定められていた。改正案では、これを外部の者にも明らかになるよう省令に明文の規定により定めることとし、出入国管理行政のより一層の透明性を確保することとする。

それとともに、入国及び在留が労働市場への影響を含め我が国の産業及び国民生活に影響等を与えることとなる外国人については、例えば、職種、経験年数、資格の有無、学歴等の要件についての入国許可の基準をできる限り具体的、客観的な形で予め設けることとして、量的、質的な面から入国の管理が行えるようにする。また、短期滞在者を除くすべての在留資格について法務大臣は、予め在留資格認定証明書を交付することができることとし、この証明書を所持する外国人の入国審査手続の簡易・迅速化を図るようにする。

(4) 不法就労を目的とする外国人等の退去命令手続を整備する。

不法就労を目的とすること等を理由に上陸を許可せず退去を命ずる外国人の出国までの間の取扱いに関する規定を整備し、その実効を期することとする。

(5) 不法就労に対処するため罰則の整備その他所要の措置を講ずる。

不法就労に的確に対処できるようにするため、資格外活動として規制の対象とする活動を収入を伴う事業を営む活動及び報酬を受ける活動であることを明らかにするとともに、許可を受けないでこれらの活動を行った者を退去強制又は罰則の対象とすることを明確にする。

(6) 就労資格証明書を発給する制度を設ける。

在留資格の表示を改めるが、なお、表示のみをもってはその者が、具体的にどのような就労ができるかにつき不明確な点が残ることも考えられる。よって、外国人本人及び外国人を雇用したいとする者の利便に資するため希望する場合は、第三者においても容易に識別可能となるよう就労することができる在留資格を付与されたものである旨及びいかなる活動に従事することができるかを証明する証明書を交付することとし、もって善意の雇用主が就労できない外国人を誤って雇用することを防止することとする。

(7) 悪質な雇用主やブローカー等を取り締まるための罰則を設ける。

不法就労外国人の入国の状況等をみると、不法就労者本人だけをいかに取り締まってみても、雇用主やブローカーの介在を放置しておく限りは、不法就労外国人の増加を阻止することは困難と思われる。そこで、不法就労外国人を雇ったり、あっせんを行う等して外国人の資格外活動や不法残留を助長している者を処罰する規定を新設し、不法就労を防止することとする。

(8) 出入国管理基本計画を定める。

外国人の入国と在留は、我が国の産業・国民生活に影響するところが大きい。そこで、関係各界や関係省庁の意見をも取り入れた外国人の入国及び在留に関する施策の基本となるべき計画（出入国管理基本計画）を策定、公表し、これに基づいて出入国の公正な管理を図ることとする。

(9) その他所要の措置

短期の外国人旅行者の便宜を図るための査証免除規定の整備、上陸手続の簡易・合理化のための数次乗員上陸許可制度の新設等所要の改正を行うこととする。

2 実行面での対応

(1) 単純労働者の受入れ問題の検討

今回の改正入管法には、単純労働者の入国を認めるための在留資格は設けていない。それは単純労働者の受入れに関しては、受入れに伴い及ぼす影響が広くかつ大きいので、

これらの問題点について引き続き十分に討議を重ね、広く国内関係方面の意見を見極めつつ、長期的視野に立って所要の対策を検討すべきであるとの考えによるものである。

(2) 不法就労外国人への対応

不法就労外国人の防止・取締りの徹底を期するため、厳格な上陸審査の実施、摘発月間の設定による集中的摘発の実施、関係機関との連携による事業主・業界団体等に対する指導・啓発の強化、関係国との連絡調整などの対応策を強力的に実施していく。また、不法就労という弱みを背景に起きている売春強要等の人権に係わる問題に対しては、入管法改正により悪質な雇用主やブローカー等を取り締まるための罰則を設け対応するほか、法務省人権擁護局の相談窓口の活用を始め、関係機関の協力も得てその根絶に努めることとする。

(3) 留学生，就学生，技術研修生への対応

入国・在留の円滑化とともに不法就労活動の防止を図るため、留学生，就学生の行うアルバイトの規制方法について整理を行うとともに、関係省庁とも協議の上、その入国の基準及び在留管理の体制の整備を図ることとする。

(4) 関係行政機関との連携協力

外国人の入国と在留は、他の省庁の行政に関連又は影響するところが多い。そこで改正法案においては、外国人の受入れに関する入国審査基準を省令で定めて明示することとしているので、この省令の制定に当たっては、関係省庁と協議しその考え方等が十分反映されるよう配慮することとする。

特に外国人労働者の受入れについては、労働省との間の緊密な連絡協調体制を整備し、両省間で随時、必要な連絡、協議を行い、労働行政の面からの要請にも配慮しつつ入国審査を実施するとともに、連携・協力のもとに不法就労外国人の発見・是正指導等の実施体制を整備することとする。

このような入管法の改正と各種施策があいまって、今後、合法的な外国人労働者の円滑な受入れ、不法就労の防止等、外国人労働者に対する公正な出入国管理が実施されることが期待されている。

国際人口移動に関する特別委員会 検討方向 (案)

1 国際人口移動の現状の分析

＊世界の人口移動の動向

＊我が国をめぐる国際人口移動の動向

＊国際人口移動に関する問題点の把握

我が国の外国人に関する問題

海外の日本人が抱える問題

2 国際人口移動が及ぼす影響の評価

3 必要な施策の検討

103900



1 0 3 9 0 0